

Ⅵ-18 地方自治法第234条の2支払検査

(株) 玉屋測量設計 フェロー会員

檜垣 正也

2001.5.12 於 愛大 土木学会四国支部・研究論文発表会 No.8 土四研

§1 はじめに 地方公務員法第三十条〔服務の根本基準〕 すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。とある。

§2 〔契約の履行の確保〕とは何か 地方自治法第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既済部分の確認を含む）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

§3 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金において契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

§4 事例 物品の検査収納は、契約担当機関が行ない、検収にあたっては、出納機関の職員がこれに立ち会う等適宜措置することが適当である。（昭38.3自治行93）

※地方公共団体が施行する公共事業等について、当該事業の監督又は検査を行なうに必要な知識又は技能を有する職員を確保することが困難であり、かつ、当該地方公共団体の職員以外の者に監督又は検査を委託することが技術的にも財政的にも有利であると認められる場合においては、当該事業の監督又は検査を当該地方公共団体以外の者に委託することができる。（昭41.1.2行政課決定）

※市の特定の事務または事業の経営を私人に委託した場合、契約の履行の確保のための監督、検査の責任は市長にある。（昭44.5自治行49）

※契約保証金を納付した相手方が契約上の義務を履行しないときは、その返還請求権の差押があっても当該契約保証金は地方公共団体に帰属する（昭48.10.31）

§5 地方自治法 第234条に関連する規則等の研究

- 資格試験に合格の必須 技術士（建設水道等）測量士・建築士 建築施工管理技士・土木施工管理技士 管工事施工管理技士 庭園工事施工管理技士 給水装置工事主任技術者
- 建設大臣 県知事 市長（水道）等への登録の義務
- 不動産に関する取扱の事業をするには不動産取扱主任資格者 土地家屋調査士
- 地質調査技士資格検定試験

§6 着工届と同時に提出するもの 現場代理人と主任技術者（資格あるもの）を申告する。工程表打合せをよくする。竣工届と同時に提出するもの 調査、研究、設計、測量など書類に重きをなす成果品ではなく、監督との打合せ簿を重視する。これが研究態度やそれに関する研究の深さがわかってくる。発注者がその一端を知りて全体を把握することに益がある。下水管などでは人孔毎にT.Pを入れておくと管の勾配もわかりおもしろさが全体的にわかってくることがある。工事写真は会計検査院も重視している。植樹でつつじなど小さいものが何千本も多数あるときには50本毎に白いテープで区分しておいてその1つかみを摘出して数えると正確さがわかる。植木は保証金を夏などには保留しておくといよい。学校建築では屋根の雨もりが往々にしてみられるが、屋根のある程度の高さまで水を貯めて一昼夜おいておき雨もりがないときは、校長のその線において雨もりのない確認の写真をとってこさせ合格とすればよい。

§ 7 地方公務員法の目的は何か

今一度この法律の目的を考察してみよう。第一条にこの法律の目的として、この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする 「地方公共団体」地方自治1の2・2 「地方自治の本旨」=憲法92〔地方自治の基本原則〕

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて 法律でこれを定める。

§ 8 指名願書と期限：期限は3月1日から3月末日までである。受注したこの1年間の工事名と期間・請負額工事内容 技術者名簿 出身校共に検定資格名 所有建設機械等 資産状況、その他特性あらば書く登録許可証 受理票下付されない 使用印鑑届、年間入札代理人店（支店長等）地方公共団体は県の様式。

§ 9 入札 見積までの手順 1.電話にて公共団体より通知があるので地元市内の場所は当日、県内は翌日までにゆく。おくれてゆくと熱意を問われるので注意すること。2.指名通知 受取人は婦人でもよい 印鑑不用 指名通知書は大体葉書大にて 入札日 議決工事は10日間そして5日3日と通知がある。指名人数は見積工事 3.地方公共団体によって 規則にて8人、そして15人位までである。一般入札は多数となる

○ 入札場と待合室 入札場には早目に入り代理人届は提出しておく 代理人は1名で無言であること 待合室ではすぐ入場できるよう順位をまっておく。無言である。服装は技術者は作業服でもよいがネクタイをすることはマナーである。 4.入札書の金額は¥1,000,000（例 百万円）千円以下でもきちんと入れておく 訂正は印を金額に押してしても無効となる。工事名は金釘流では見苦しいのでワープロにて打っておくとよい。予定価格の表示していない工事でもやま3回に落札するようにする。

○ 入札書は封筒に入れて順序正しく入札して下さいと声がかかると粛々とする。 5.落札が決定すると金額業者名を云うので落着である。出来ることなら保証人を直ちに報告すると事務がスムーズになる

○ 入札に関しては、新聞にても談合の情報があったので入札の調査したとかの情報があるので、入札者はこれを深く受けとめて、風評が起らぬよう自らを戒めなければならない。

§ 10 履行遅滞の場合における損害金等 において損害金の額は標準契約書44条にあるように (2) 請負金金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年8.25%の割合で計算して得た額とする。ただし、甲が工事の遅延により著しい損害を受けることがあらかじめ予想される場合にあっては、当該損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年36.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

(3) 甲の責に帰する事由により、請負代金の支払が遅れた場合においては乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じて 年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

§ 12 (一括下請負・委任の禁止) 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

参考 文献 末川博編著 岩波 基本六法 現行 自治六法 第一法規出版会

平成12年度土木学会四国支部 第6回 技術研究発表会 船舶におけるアスファルトの歴史的研究

平成11年度土木学会四国支部 第5回 技術研究発表概要集 集水管・井の布設と水理計算の研究

平成10年度土木学会四国支部 第4回 技術研究発表概要集 Soil・cementによる路盤研究

平成9年度土木学会四国支部 第3回 技術研究発表概要集 計画研究設計の災害対策研究

平成8年度土木学会四国支部 第2回 技術研究発表概要集 圧密沈下と豊浜トンネル事故データ

平成7年度土木学会四国支部 第1回 技術研究発表概要集 新示方書によるラーメン橋と設計検討

平成6年度土木学会中四国支部第46回 研究発表会 概要集 連続ミキサ船の諸問題と解決策応用性
正会員4000379高橋光サカエ京大S16. 元県部長 この場にご来駕されています。発表 檜垣正也